

令和 2 年 5 月 22 日

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様  
(D P C 用) の更新について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名」(平成 20 年厚生労働省告示第 95 号) が、令和 2 年 5 月 19 日付け厚生労働省告示第 216 号をもって一部改正されたことに伴い、オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様 (D P C 用) (以下「記録条件仕様」という。) を、下記のとおり更新しましたのでお知らせします。

なお、更新内容については、令和 2 年 5 月 20 日から適用となります。

記

○ 更新内容

記録条件仕様の「別表 27 診療区分コード」に次の項目を追加した。

【追加項目】

- 「0268 カボザンチニブリンゴ酸塩」
- 「0269 テポチニブ塩酸塩」
- 「0270 チラブルチニブ塩酸塩」
- 「0271 ブロルシズマブ」
- 「0272 トラスツズマブ デルクステカン」
- 「0273 オナセムノゲン アベパルボベク」